

11月は動物による危害防止対策強化月間です

- 令和2年度は県内で、人が犬にかまれる事故が、175件発生しました。
- ・ 飼い犬が人を咬んだ時は保健所へ届け出し、咬んだ犬が狂犬病の疑いがないかどうか獣医師の検診をうけさせることが必要です。
- ・ 犬を飼う場合には、事故を起こさないようしつけ、飼い方をすることが重要です。
- ・ 公園なども含め犬の放し飼いは禁止されています。散歩は犬を制御できる人が、短い引き綱で行いましょう。
- ・ 犬は来訪者の届かない場所で飼いましょう。また、門や玄関から犬が飛び出さないよう注意してください。
- 犬の登録と年1回の狂犬病予防接種は、法律に定められた飼い主の義務です。
- 猫は屋内で飼いましょう。糞尿や鳴き声による被害を防止でき、感染症等の危険から猫や人を守ることができます。また、地域猫活動等で屋外にいる飼い主のいない猫の世話をする場合には、特に過度のふれあいは避け、かまれたりひっつかかれたりしないように注意しましょう。
- 犬猫合わせて10頭以上飼う場合、保健所への届出が必要です。(91日齢未満の犬猫を除く)
- 一部のサル、ヘビなどの特定動物は、法律により原則飼うことが禁止されています。
- ペットがいなくなったらすぐ探し、保健所、警察、動物愛護センターに電話等で届け出ましょう。また、迷子札をつける、動物病院で「マイクロチップ」を装着及び登録するなどして、保護された際に飼い主がわかるようにしましょう。
- 動物は責任をもって最後まで面倒をみましょう。やむを得ない事情で飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。保健所・動物愛護センターでは飼い主探しをお手伝いします。
- 動物愛護センターでは、定期的に「犬の飼い方・しつけ方教室」を開催しています。また、動物愛護やしつけ方、動物由来感染症などについて、学校、地域の勉強会に講師を派遣します。

問 山武健康福祉センター(保健所) ☎0475-54-0611

千葉県動物愛護センター ☎0476-93-5711

山武保健所管内狂犬病予防連絡協議会主催犬のしつけ方教室

と き 12月1日(水) 午後1時30分

と ころ 芝山町役場駐車場

定 員 10組(申込多数の場合抽選)

※犬の同伴は可能ですが、参加する条件があります

参 加 費 無料

申込期限 11月15日(月)

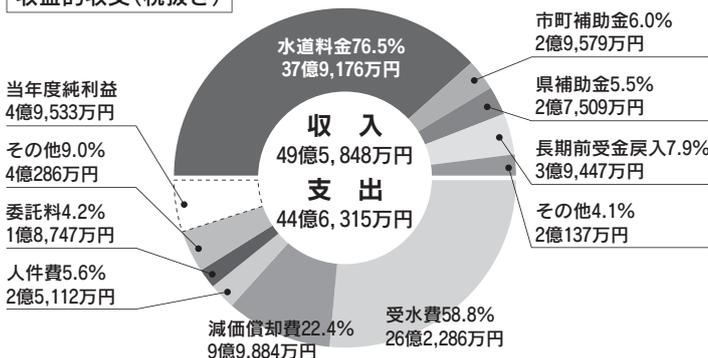
問 環境防災課環境班 ☎84-1216



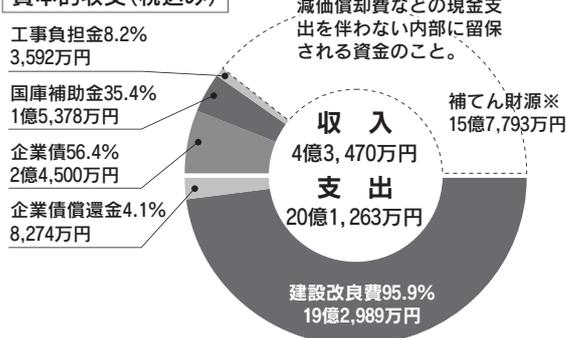
山武都市広域水道企業団 令和2年度決算状況

水道事業会計は、水道水をご家庭までお届けするための経営活動に要する「収益的収支」と水道施設を建設・改良するための施設整備に要する「資本的収支」から成り立っています。

収益的収支(税抜き)



資本的収支(税込み)



問 山武都市広域水道企業団 ☎0475-55-7851